

【1985年4月10日】国家公務員等共済組合法等の一部改正について（答申）

社会保障制度審議会（総会第404回）

昭和60年4月10日

大蔵大臣 竹下 登 殿

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男

国家公務員等共済組合法等の一部改正について（答申）

昭和60年4月1日蔵計第400号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

なお、今回の共済年金制度の改正に関し、別紙のとおり内閣総理大臣あて意見を提出したので申し添えておく。

諮問のあった共済組合法の改正案は、共済組合の組合員等にも基礎年金の制度を適用することに伴い、長期給付を厚生年金に見合う部分といわゆる職域年金部分とで構成する報酬比例年金とするのが内容である。これは、公的年金制度の一元化を進める道筋に沿う限りにおいて一つの選択であろう。しかし、以下のような問題がある。

なお、改正案は老後の生活設計に組み込まれている既裁定年金のスライドを停止する等年金制度に対する信頼を裏切りかねない内容をもつものである。関係者の理解を得ることがとりわけ必要となる。

- 1 年金給付の支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思えない違いが見受けられることは問題である。また、国家公務員と地方公務員との間に掛金等の算定に当たっての基準について相違が生ずることに留意するものである。
- 2 職域年金部分を設けることについては理解できるが、民間との権衡等についての資料も不十分であり、また、国家公務員、地方公務員、その他の者を通じて画一に扱うことにも問題があるので、その給付水準と財源負担やスライドの在り方について更に慎重な検討が必要である。
- 3 基礎年金の拠出金に対するいわゆる公経済負担については問題がある。

最後に、今回のような大幅な制度の切替えを内容とする改正に当たっての経過措置等については、所期の目的が達成されるよう十分な配慮を加えることが重要であることを指摘しておく。

公的年金制度に関する意見

今回の国家公務員等共済組合法の改正案等の諮問について審議の結果、本審議会は次の意見を申し入れる。

これらの改正案は、公的年金制度の一元化に向けて給付面の統一化を進めるものであり、その限りにおいてひとつの選択であろうが、負担の面で問題が残るので、引き続き制度間調整の検討を進めるよう一層の努力を払われたい。

また、共済年金制度創設以来の最大の改革を行うに当たっては、いわゆる官民格差の要因となっている恩給制度についても、今回の改正との均衡を考慮し、スライドの在り方その他を含め速やかに不公平を是正する等の措置が望まれる。

なお、現下の共済年金制度における最大の問題は、国鉄の共済年金にある。国鉄再建問題の検討に当たっては、この年金問題を抜きにしては考えられず、その際国民の公的年金制度への信頼を失わせないよう特に留意されたい。